**○東北地方整備局告示第百六十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 郡山市安積町日出山二丁目一六二番一から同市安積町日出山二丁目一六一番まで | 前 | 後 | | 二〇・六〇～二四・〇〇（メートル） | 〇・〇二七（キロメートル） |
| | | | | 二〇・六〇～二七・八〇（メートル） | 〇・〇二七（キロメートル） |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

**○東北地方整備局告示第百六十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

東北地方整備局長　青山　俊行

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四号 | 郡山市安積二丁目七〇番二から同市安積一丁目八九番一まで | 東北地方整備局及び同局郡山国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年十二月七日

**○東北地方整備局告示第百七十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

東北地方整備局長　青山　俊行

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四十九号 | 郡山市安積町日出山二丁目一六二番一から同市安積町日出山二丁目一六一番まで | 東北地方整備局及び同局郡山国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年十二月七日

**○近畿地方整備局告示第二百四十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 大阪市天王寺区大道四丁目九〇番から同市天王寺区大道四丁目九七番一まで | 前 | 二二・七〇～二四・八五（メートル） | 〇・〇三八（キロメートル） |
| | 後 | 二六・九三～二七・一二（メートル） | 〇・〇三八（キロメートル） |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

# 国会事項

## 衆議院

**法律公布奏上及び通知**

十二月三日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

**法律公布奏上通知書受領**

十二月三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

**要求書受領**

十一月二日、内閣から、食品安全委員会委員に熊谷進を任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公正取引委員会委員に細川清を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、証券取引等監視委員会委員長に佐渡賢一を、同委員に吉田正之及び福田眞也を任命したいので、金融庁設置法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、宇宙開発委員会委員に河内山治朗を任命したいので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸安全委員会委員に田村貞雄、小豆澤照男、松本陽、富井規雄及び岡村美好を任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、十一月十二日、内閣から、総合科学技術会議議員に相澤益男、奥村直樹、白石隆及び今榮東洋子を任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、預金保険機構理事長に田邉昌徳を、同理事に軍司育雄及び新堀敏彦を任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電気通信事業紛争処理委員会委員に山本和彦、尾畑裕、坂庭好一、各務洋子及び渕上玲子を任命したいので、電気通信事業法第百四十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電波監理審議会委員に前田忠昭を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に井原理代、大滝精一及び石原進を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員に志村洋子を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公安審査委員会委員に板澤幸雄及び川野辺充子を任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央労働委員会公益委員に菅野和夫、都築弘、山本眞弓、岩村正彦、春日偉知郎、鹿野菜穂子、柴田和史、諏訪康雄、仁田道夫、野﨑薫子、坂東規子、鎌田耕一、藤重由美子、中窪裕也及び島田陽一を任命したいので、労働組合法第十九条の三第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に大屋則之及び廻洋子を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に桝井成夫を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

**議決通知**

十二月三日本院は食品安全委員会委員に熊谷進を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公正取引委員会委員に細川清を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は証券取引等監視委員会委員長に佐渡賢一を、同委員に吉田正之及び福田眞也を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は宇宙開発委員会委員に河内山治朗を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸安全委員会委員に田村貞雄、小豆澤照男、松本陽、富井規雄及び岡村美好を任命することに同意した旨内閣に通知した。